

特定非営利活動法人日本システム監査人協会  
会 員 規 程

(目的)

第1条 この規定は特定非営利活動法人日本システム監査人協会(以下協会という)定款第2章に規定する会員についての必要な細則を定める。

(入会)

第2条 当協会に入会を希望する個人および団体は、協会ホームページの入会申込のページより入会申込をする。

2 会員種別、会費、入会金は下記とする。

		年会費	入会金
正会員	個人	10,000円	2,000円
正会員	資本金5億円以上	100,000円	5,000円
	〃 1～5億円未満	50,000円	
	〃 1億円未満	10,000円	
賛助会員	団体	一口 50,000円	5,000円

3 協会事務局は、理事会に入会希望者の入会承認を求める。

4 協会事務局は、入会が承認された時点で会員番号の通知し、入会金・会費の納入案内をする。

5 協会事務局は、入会が承認されなかった場合は、その旨本人に通知する。

6 協会会長は「正会員 個人」で協会に著しい貢献があった会員を名誉会員に推薦することができる。理事会が承認により、名誉会員の入会金、年会費を免除することができる。

(会費)

第3条 入会、休会、復会、退会時の会費請求は、6ヶ月単位とする。

- ・ 1から6月に入会または復会した場合は1年分の会費を請求する
- ・ 7から12月に入会または復会した場合は年会費の半分を請求する
- ・ 1から6月に休会または退会した場合は年会費の半分を請求する
- ・ 7から12月に休会または退会した場合は1年分の会費を請求する

2 正会員団体が脱会し、当該団体に所属する個人が正会員個人として入会する場合、入会金は免除するものとし、正会員団体の会費納入期間に相当する期間の会費も免除する。

(会員情報の変更手続き)

第4条 会員に住所・氏名・電話番号・メールアドレス・勤務先などの変更があった場合は、協会ホームページの変更届のページより変更連絡する。

(退会)

第5条 退会を希望する会員は、退会日までの会費などを清算した上で退会届を会長宛に提出して退会することができる。

(会費未納による除名処分)

第6条 会費未納が1年間続いた場合、理事会は除名処分として処理することができる。

- 2 入会申込み後、6ヶ月以内に入会金・会費が未納の場合、理事会は除名処分として処理することができる。

(休会)

第7条 会員は、合理的な理由がある場合、休会を申し出ることができる。

- 2 休会するときは、理由を付した休会届けを会長宛、提出する。
- 3 休会中は、会費を免除する。
- 4 休会中は、正会員としての権利を行使することはできない。また、会員としてのサービスを受けることはできない。
- 5 休会の期間は最大2年とする。2年を超える場合は、理事会は退会として処理することができる。

(団体会員)

第8条 団体会員は年会費に応じて、次の会員登録を行うことができる。

- ・年会費 100,000円 10人以内
- ・年会費 50,000円 5人以内
- ・年会費 10,000円 1人

- 2 上記会員登録にかかわらず、1人を代表会員とする。
- 3 代表会員は、団体の代表として、総会での表決権を有する。他の登録会員は、総会での表決権を有しない。

(総会出席の権利)

第9条 総会出席の権利を持つ正会員は次の範囲とする。

- ・ 総会招集通知を行う時点で、正会員として入会を認められていること
- ・ 総会開催時の3ヶ月前の時点で年会費納入が確認されていること

(義務)

第10条 会員は協会の目的およびシステム監査人倫理規定を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

- 2 会員は住所、氏名や登録内容に変更が生じた場合、直ちに協会に届け

出なければならない。

(会員譲渡の禁止)

第11条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第12条 会員は、協会が承認をした場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも、私的利用の範囲を超えて複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

附 則

- 1 この規程は平成14年2月25日から実施する。
- 2 この規程は平成18年12月15日から一部改定する。
- 3 この規程は平成20年 1月10日から一部改定する。
- 4 この規程は平成20年12月1日から一部改定する。
- 5 この規程は平成22年7月20日に「規定」を「規程」に改定する。
- 6 この規程は平成23年12月9日から一部改定する。